

全人代常務委員会、「データ安全法」を可決 国外への持出管理を強化

2021年6月10日、第13回全国人民代表大会常務委員会において、「中華人民共和国データ安全法」(中華人民共和国主席令第84号、以下、本法)が可決され、2021年9月1日より施行されます。本法は、全7章・55条から成り、データ安全制度・データ安全保護義務などを規定しています。

本法でいう「データ」とは、電子またはその其他方式を用いた情報の記録を指します。本法は、中国国内におけるデータの収集・保存・使用・提供などのデータ処理活動、その安全監督管理に適用されます。また、本法では国外におけるデータ処理も対象としており、中国の安全・公共利益などを損害する場合には法的責任が追及されると規定されています。

データの国外持出については、「基幹情報インフラ運営者」が中国国内で収集・発生した重要データを国外に持ち出す場合、2017年施行の「ネットワーク安全法」(サイバーセキュリティ法)の規定*が適用されます。一方で「その他のデータ処理者」の国外持出については別途規定が制定される見込みです。

このほか、管制品目に属するデータに対する輸出管制の実施、主管機関からの批准なしでの外国の司法または法律執行機関への国内保存データの提供禁止も明確化しています。

※《中華人民共和国ネットワーク安全法》第37条

基幹情報インフラ運営者は、中華人民共和国国内の運営において収集および発生した個人情報および重要データは、国内に保存しなければならない。業務の必要から、確かに国外に提供する必要がある場合、国家網信部門が國務院関連部門と共同で制定する弁法に基づき安全評価を行わなければならない。(後略)

<本法の概要>

総則

- 目的 (第1条)
 - ・ データ処理活動を規範化し、データの安全を保障し、データの開発・利用を促進し、個人・組織の合法的な権益を保護し、国家の主権・安全および発展・利益を維持するため、本法を制定する
- 適用範囲 (第2条)
 - ・ 中華人民共和国国内におけるデータ処理活動の実施およびその安全監督管理に本法を適用する
 - ・ 中華人民共和国国外におけるデータ処理活動の実施が、中華人民共和国の国家の安全・公共利益または公民・組織の合法的な権益を損害する場合、法に基づき法的責任を追及する
- 用語の定義 (第3条)
 - ・ データ：電子またはその其他方式を用いた情報の記録
 - ・ データ処理：データの収集・保存・使用・加工・伝送・提供・公開など
 - ・ データの安全：必要な措置を講じることで、データが有効に保護および合法的に利用される状態にあることを保証し、安全な状態の継続を保障する能力を備えていること

● 責任機関（第5条・第6条）

責任機関	職責
中央国家安全指導機関	・ 国家のデータ安全業務の政策決定・議事調整、国家データ安全戦略および関連重要方針・政策の研究制定・指導実施
各地区・各部門	・ 本地区・本部門の業務において収集および発生したデータおよびデータの安全責任
各主管部門*	・ 本業種・本分野のデータ安全監督管理
公安機関・国家安全機関など	・ 各自の職責の範囲内のデータ安全監督管理
国家網信部門	・ ネットワークデータの安全・関連監督管理業務の統一計画・調整

※ 工業・電信・交通・金融・自然資源・衛生健康・教育・科学技術などの主管部門

● 業界の自律強化（第10条）

- ・ 関連業界組織は、方策に基づき、法に従いデータ安全行為規範および団体基準を制定し、会員のデータ安全保護の強化を指導する

データの安全および発展

● ビッグデータ戦略の実施（第14条）

- ・ 国家は、ビッグデータ戦略を実施し、データインフラの構築を推進し、データの各業界・各分野におけるイノベーション・応用を奨励および支持する

● 各方面からの協力（第18条）

- ・ 国家は、関連部門・業界組織・企業・教育および科学研究機関・関連専門機関などのデータ安全リスク評価・防止・処置などの方面における協力を支持する

● データ取引管理制度（第19条）

- ・ 国家は、データ取引管理制度を構築・整備し、データ取引行為を規範化し、データ取引市場を育成する

データ安全制度

● 各種安全制度の構築（第21～26条）

分類級別保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ データの経済社会の発展における重要度、および改竄・破壊・漏洩または不正取得・不正利用に見舞われた場合の国家の安全・公共利益または個人・組織の合法的な権益への危害度に基づき分類級別に保護 ・ 重要データ目録を制定し、重要データに対する保護を強化 ・ 国家コアデータ（国家の安全・国民経済のライフライン・重要な民生・重大公共利益などに関わるデータ）に対してさらに厳格に管理 ・ 各地区・各部門は、本地区・本部門および関連業界・分野の重要データの具体的な目録を確定し、目録上のデータを重点保護
データ安全リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連部門のデータ安全リスク情報の取得・分析・検討評価・事前アラート業務を強化
データ安全応急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ安全事件が発生した場合、応急処置案を始動し、併せて速やかに社会に公衆に関わる警告情報を発布
データ安全審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家の安全に影響を及ぼすまたは影響を及ぼす可能性のあるデータ処理活動に対して国家安全審査を実施

データの輸出管制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家の安全および利益の維持・国際義務の履行に関わる管制品目に属するデータに対して輸出管制を実施
国外制裁対抗措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ データおよびデータ開発利用技術などに関わる投資・貿易などの方面において、中華人民共和国に対して差別的な禁止・制限またはその他の類似する措置を講じた場合、中華人民共和国は、実情に基づき当該国家または地区に対して対等な措置を講じることが可能

データ安全保護義務

- データの国外持出管理（第 31 条・第 36 条）
 - ・ 基幹情報インフラ運営者が中華人民共和国国内の運営において収集および発生した重要データの国外への持出安全管理は、《中華人民共和国ネットワーク安全法》の規定を適用する；その他のデータ処理者が中華人民共和国国内の運営において収集および発生した重要データの国外持出安全管理弁法は、国家網信部門が国務院関連部門と共同で制定する
 - ・ 中華人民共和国の主管機関の批准を受けずに、国内の組織・個人は、外国の司法または法律執行機関に中華人民共和国国内に保存されているデータを提供してはならない
- データの起源管理（第 32 条・第 33 条）
 - ・ いかなる組織・個人もデータを収集する場合、合法・正当な方式を採用しなければならず、データを盗み取る、またはその他の不法な方式にて取得してはならない
 - ・ データ取引仲介サービスに従事する機構は、サービスを提供する場合、データ提供者にデータの出所を説明するよう要求し、取引双方の身分を審査しなければならない
- 行政許可の取得（第 34 条）
 - ・ 法律・行政法規がデータ処理関連サービスは行政許可を取得しなければならないと規定している場合、サービス提供者は、法に基づき許可を取得しなければならない

政務データの安全および開放

- 国家機関のデータ安全秘密保護義務（第 38 条・第 40 条）
 - ・ 国家機関は、職責履行において知りえた個人のプライバシー・個人情報・商業機密・機密のビジネス情報などのデータは、法に基づき秘密を保持し、漏洩または不法に他人に提供してはならない
 - ・ 国家機関は、他人に電子政務システムの構築・維持、政務データの保存・加工を委託する場合、受託者が相応するデータ安全保護義務を履行するよう監督しなければならない。受託者は、無断で政務データを保存・使用・漏洩または他人に提供してはならない

法的責任

- 違法行為に対する法的責任（第 44～52 条の抜粋）

違法行為	処罰内容
規定違反の国外への重要データ提供 （第 46 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連主管部門は、是正を命じ、警告を与え、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科すことができ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる ・ 状況が重大な場合、100 万元以上 1,000 万元以下の罰金を科し、関連業務の一時停止・業務停止/整理・関連業務許可証の取消または営業許可証の取消を命じ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 10 万元以上 100 万元以下の罰金を科すことができる

<p>データ取引仲介サービス 機構の義務の未履行 (第 47 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連主管部門は、是正を命じ、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 10 倍以下の罰金をし、違法所得がない、または違法所得が 10 万元に不足する場合、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、関連業務の一時停止・業務停止/整理・関連業務許可証の取消または営業許可証の取消を命じることができる ・ 直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す
<p>批准未取得の外国の 司法または法律施行 機関へのデータ提供 (第 48 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連主管部門は、警告を与え、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科すことができ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる ・ 重大な結果をもたらした場合、100 万元以上 500 万元以下の罰金を科し、関連業務の一時停止・業務停止/整理・関連業務許可証の取消または営業許可証の取消を命じ、直接の責任がある主管人員およびその他の直接責任者に対して 5 万元以上 50 万元以下の罰金を科すことができる

以 上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大廈16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開発区
東南大道33号 科創大廈8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
森茂大廈4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。